

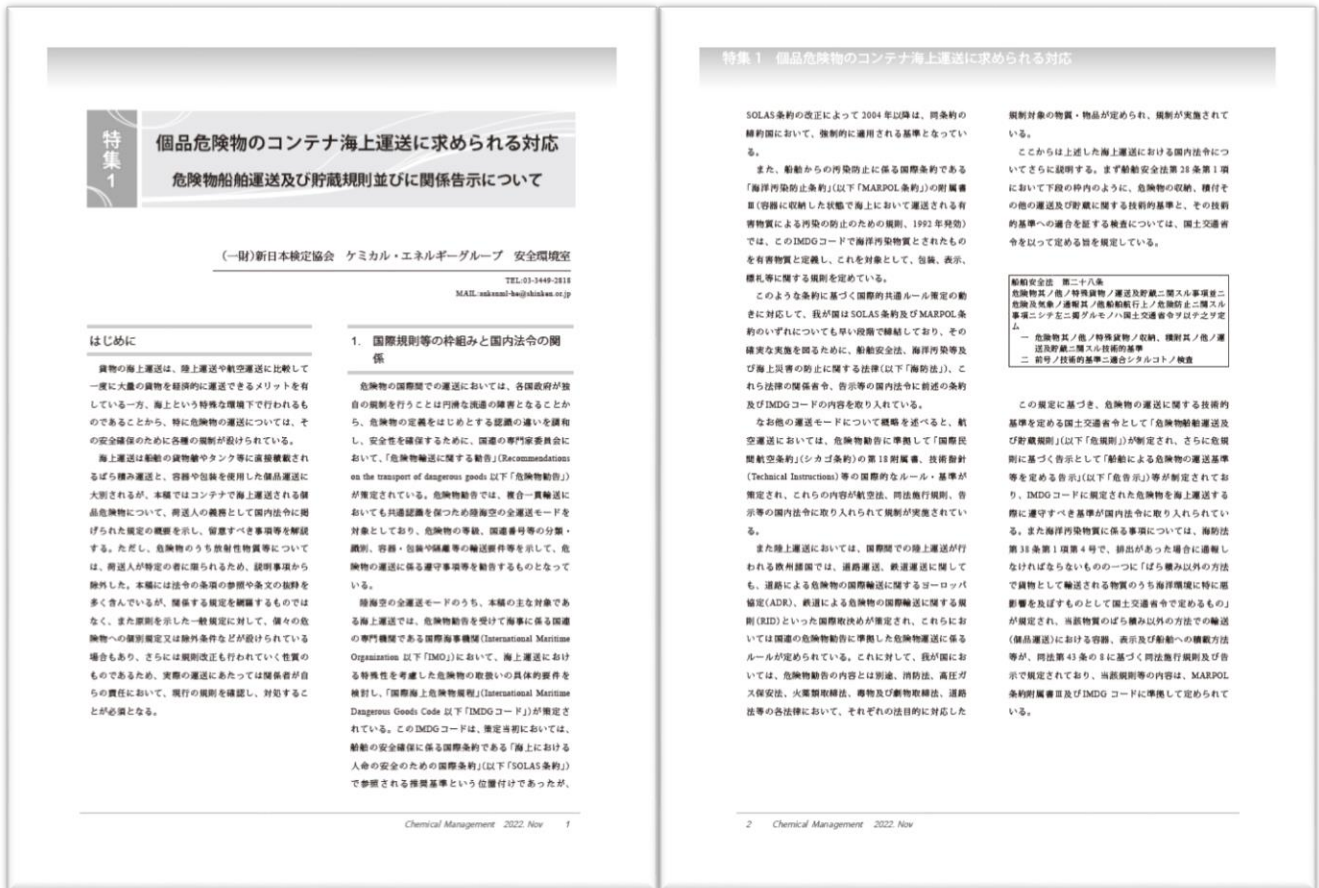
ました。

化学物質 管理



株式会社情報機構が発行する専門誌「月刊化学物質管理」の11月号に「個品危険物のコンテナ海上運送に求められる対応」について寄稿しました。

株式会社情報機構 月刊化学物質管理



特集1

個品危険物のコンテナ海上運送に求められる対応 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示について

(一財)新日本検定協会 ケミカル・エネルギーグループ 安全環境室
TEL:03-3449-2818
MAIL:ankanml-he@shinken.or.jp

はじめに

貨物の海上運送は、陸上運送や航空運送に比較して一度に大量の貨物を経済的に運送できるメリットを有している一方、海上という特殊な環境下で行われるものであることから、特に危険物の運送については、その安全確保のために各種の規制が設けられている。海上運送は船舶の貨物艙やタンク等に直接積載されるばら積み運送と、容器や包装を使用した個品運送に大別されるが、本稿ではコンテナで海上運送される個品危険物について、荷送人の義務として国内法令に開かれた規定の概要を示し、留意すべき事項等を解説する。ただし、危険物のうち放射性物質等については、荷送人が特定の者に限られるため、説明事項から除外した。本稿には法令の条項の参照や条文の抄録を多く含んでいるが、関係する規定を網羅するものではなく、また原則を示した一般規定に対して、個々の危険物への個別規定又は除外条件などが設けられている場合もあり、さらには規則改正も行われていく性質のものであるため、実際の運送にあたっては関係者が自らの責任において、現行の規則を確認し、対応することが必須となる。

1. 国際規則等の枠組みと国内法令の関係

危険物の国際間での運送においては、各国政府が独自の規制を行うことは円滑な流通の障害となることから、危険物の定義をはじめとする認識の統一を講じ、安全性を確保するために、国連の専門委員会において、「危険物輸送に関する勧告」(Recommendations on the transport of dangerous goods 以下「危険物勧告」)が策定されている。危険物勧告では、貨合一貫輸送においても共通認識を保持するため陸海空の全運送モードを対象としており、危険物の等級、国連番号等の分類・識別、容器・包装や保護等の輸送要件を示して、危険物の運送に係る遵守事項等を勧告するものとなっている。陸海空の全運送モードのうち、本稿の主対象である海上運送では、危険物勧告を受け海事に係る国連の専門機関である国際海事機関(International Maritime Organization 以下「IMO」)において、海上運送における特殊性を考慮した危険物の取扱いの具体的な要件を提示し、「国際海上危険物規程」(International Maritime Dangerous Goods Code 以下「IMDGコード」)が策定されている。このIMDGコードは、準定当則においては、船舶の安全確保に係る国際条約である「海上における人命の安全のための国際条約」(以下「SOLAS条約」)で参照される標準基準という位置付けであったが、

特集1 個品危険物のコンテナ海上運送に求められる対応

SOLAS条約の改正によって2004年以降は、同条約の締約国において、強制的に適用される基準となっている。

また、船舶からの汚染防止に係る国際条約である「海洋汚染防止条約」(以下「MARPOL条約」)の附属書Ⅲ(容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則、1992年発効)では、このIMDGコードで海洋汚染物質とされたものを有害物質と定義し、これを対象として、包装、表示、標札等に関する規則を定めている。

このような条約に基づく国際的共通ルール策定の動きに対応して、我が国はSOLAS条約及びMARPOL条約のいずれについても早い段階で締結しており、その締結実効を踏まえ、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」)、これら法律の関係告示、告示等の国内法令に前述の条約及びIMDGコードの内容を取り入れている。なお他の運送モードについて概略を述べると、航空運送においては、危険物勧告に準拠して「国際民間航空条約」(シカゴ条約)の第18附属書、技術勸告(Technical Instructions)等の国際的なルール・基準が策定され、これらの内容が航空法、同法施行規則、告示等の国内法令に取り入れられて規制が実施されている。

また陸上運送においては、国際間での陸上運送が行われる欧州諸国では、道路運送、鉄道運送に関して、道路による危険物の国際輸送に関するヨーロッパ協定(ADR)、鉄道による危険物の国際輸送に関する規則(RID)といった国際協力が策定され、これらにおいては国連の危険物勧告に準拠した危険物運送に係るルールが定められている。これに対して、我が国においては、危険物勧告の内容とは別道、消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物及び劇物取締法、道路運送法等の各法律において、それぞれの法目的に対応した

規制対象の物質・物品が定められ、規制が実施されている。

ここからは上述した海上運送における国内法令についてさらに説明する。まず船舶安全法第21条第1項において下段の枠内のように、危険物の取扱い、積付その他の運送及び貯蔵に関する技術的基準と、その技術的基準への適合を証する検査については、国土交通省令を以て定める旨を規定している。

船舶安全法 第二十八條
危険物その他/特殊貨物/運送及貯蔵ニ関スル事項若シニ
危険物及放射線/船舶航行上ノ危険物ニ関スル事項
ニシテ五ニ掲グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム
一 危険物その他/特殊貨物ノ取扱い、積付ノ他ノ運
送及貯蔵ニ関スル技術的基準
二 告示ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査

この規定に基づき、危険物の運送に関する技術的基準を定める国土交通省令として「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(以下「船舶規則」)が制定され、さらに船舶規則に基づく告示として「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(以下「告示」)等が制定されており、IMDGコードに規定された危険物を海上運送する際に遵守すべき基準が国内法令に取り入れられている。また海洋汚染物質に係る事項については、海防法第31条第1項第4号で、排出があった場合に通知しなければならぬもの一つに「ばら積み以外の方法で貨物としも運送される貨物のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるもの」が規定され、当該貨物のばら積み以外の方法での輸送(個品運送)における包装、表示及び船舶への積載方法等が、同法第43条の3に基づく同法施行規則及び告示で規定されており、当該規則等の内容は、MARPOL条約附属書Ⅲ及びIMDGコードに準拠して定められている。

問合せ先

ケミカル・エネルギーグループ 安全環境室

電話番号

03-3449-2818

メール

ankanml-he@shinken.or.jp